

大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第41号

大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第51条第2項中「章」を「節」に改める。

第74条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定認知症対応型通所介護事業者は、運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第74条に次の1項を加える。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第75条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第100条を次のように改める。

第100条 削除

第102条第2項第8号中「第100条第2項」を「第74条第2項」に改める。

第103条中「及び第73条」を「、第73条及び第74条」に改め、「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」との次に「、第74条第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と」を加える。

第121条第2項第7号中「第100条第2項」を「第74条第2項」に改める。

第122条中「第73条」の次に「、第74条第1項から第4項まで」を加え、「、第99条及び第100条第1項から第4項まで」を「及び第99条」に改め、「第6章第3節」との次に「、第74条第1項中「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第100条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第141条第2項第8号中「第100条第2項」を「第74条第2項」に改める。

第142条中「第94条及び第100条第1項から第4項まで」を「第74条第1項から第4項まで及び第94条」に改め、「第7章第3節」との次に「、第74条第1項中「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第100条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第168条第2項第7号中「第100条第2項」を「第74条第2項」に改める。

第169条中「第100条第1項から第4項まで」を「第74条第1項から第4項まで」に、「第100条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第74条第1項中「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第180条中「第100条第1項から第4項まで」を「第74条第1項から第4項まで」に、「第100条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」」を「第74条第1項中「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第191条第2項第10号中「第100条第2項」を「第74条第2項」に改める。

第192条中「第73条」の次に「、第74条」を加え、「「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第74条中「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。